

## 第5章 介護保険サービスの総給付費と介護保険料

### 1. 介護保険サービスの利用者に係る推計

平成29年までの被保険者数の実績から平成30年以降の被保険者数を推計すると、第7期計画の最終年度である平成32年の被保険者数は、1号被保険者が28,863人、2号被保険者数が41,416人となる見込みとなっています。

#### ■被保険者数の実績

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1号被保険者数	24,925	25,279	26,302	27,060	27,652	27,990
2号被保険者数	40,536	40,496	40,336	40,297	40,442	40,624
計	65,461	65,775	66,638	67,357	68,094	68,614

資料：1号被保険者数は介護保険事業状況報告（月報）（各年10月1日）  
2号被保険者数は住民基本台帳（各年10月1日）

#### ■被保険者数の推計

単位：人

	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
1号被保険者数	28,376	28,641	28,863	29,433
2号被保険者数	41,044	41,245	41,416	40,972
計	69,420	69,886	70,279	70,405

資料：国立社会保障・人口問題研究所の推計を補正

このうち、要介護など認定者数については、平成32年には5,240人と推計し、認定率は17.7%となる見込みです。

#### ■要介護認定者数の実績

単位：人（認定率は%）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1号被保険者認定者数（前期）	509	535	549	586	612	550
1号被保険者認定者数（後期）	3,167	3,306	3,436	3,624	3,830	3,973
2号被保険者認定者数	111	108	104	86	95	98
認定率（%）	15.1%	15.2%	15.2%	15.6%	16.1%	16.2%

資料：介護保険事業状況報告（月報）（各年10月1日）

#### ■要介護認定者数の推計

単位：人（認定率は%）

	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
1号被保険者認定者数（前期）	616	669	758	713
1号被保険者認定者数（後期）	4,081	4,214	4,356	5,085
2号被保険者認定者数	98	111	126	135
認定率（%）	16.6%	17.0%	17.7%	19.7%

資料：半田市による推計

## 2. 介護給付費などの見込み

### 【介護予防】

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問介護	給付費(千円)				
	人数(人)				
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	790	790	790	847
	回数(回)	8.4	8.4	8.4	9.0
	人数(人)	1	1	1	1
介護予防訪問看護	給付費(千円)	37,616	43,625	51,463	75,775
	回数(回)	658.6	764.0	898.6	1,332.0
	人数(人)	84	90	98	110
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	5,609	6,255	6,882	8,901
	回数(回)	168.0	188.0	207.6	264.5
	人数(人)	18	20	22	25
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	5,785	5,663	5,538	5,003
	人数(人)	48	47	46	42
介護予防通所介護	給付費(千円)				
	人数(人)				
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	116,085	128,301	138,502	161,714
	人数(人)	365	395	426	485
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	2,480	2,769	3,057	4,459
	日数(日)	34.5	38.5	42.5	62.0
	人数(人)	5	5	5	5
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	980	1,029	1,490	1,671
	日数(日)	12.0	12.6	16.9	19.0
	人数(人)	3	3	4	4
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	25,592	26,988	31,708	34,477
	人数(人)	380	400	469	510
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	2,879	2,551	2,551	2,292
	人数(人)	9	8	8	7
介護予防住宅改修	給付費(千円)	16,147	16,147	17,249	21,759
	人数(人)	14	14	15	19
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	13,066	13,351	13,630	15,438
	人数(人)	14	15	16	18
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	1,990	1,991	1,991	3,100
	回数(回)	19.8	19.8	19.8	30.9
	人数(人)	4	4	4	6
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	4,891	4,893	4,893	4,893
	人数(人)	6	6	6	6
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	3,215	3,216	3,216	3,216
	人数(人)	1	1	1	1
(3) 介護予防支援					
	給付費(千円)	47,562	49,221	50,856	53,034
	人数(人)	870	900	930	970
合計		284,687	306,790	333,816	396,579

第5章 介護保険サービスの総給付費と介護保険料

【介護】

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	給付費(千円)	484,838	514,598	541,539	580,424
	回数(回)	15,082.8	16,003.4	16,854.9	18,159.0
	人数(人)	595	620	650	681
	訪問入浴介護	給付費(千円)	48,486	49,168	49,829
	回数(回)	365.9	370.9	375.9	456.0
	人数(人)	70	71	72	75
訪問看護	給付費(千円)	187,771	203,792	225,555	224,833
	回数(回)	2,862.0	3,105.1	3,429.6	3,484.1
	人数(人)	381	401	431	461
	訪問リハビリテーション	給付費(千円)	38,395	41,236	42,992
	回数(回)	1,100.4	1,181.1	1,230.4	1,431.0
	人数(人)	100	105	109	110
居宅療養管理指導	給付費(千円)	83,751	85,477	87,387	92,353
	人数(人)	670	684	699	740
通所介護	給付費(千円)	586,092	598,303	611,002	663,521
	回数(回)	6,337.8	6,478.2	6,628.8	7,172.3
	人数(人)	610	612	614	636
	通所リハビリテーション	給付費(千円)	506,956	522,866	557,723
	回数(回)	5,362.8	5,543.8	5,871.3	6,644.0
	人数(人)	600	620	650	680
短期入所生活介護	給付費(千円)	199,615	198,877	208,446	552,760
	日数(日)	2,104.7	2,106.3	2,210.1	5,480.1
	人数(人)	181	182	190	205
	短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	67,060	67,275	67,992
	日数(日)	520.6	534.0	554.2	826.8
	人数(人)	86	87	88	98
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	76,633	77,815	75,615	79,233
	日数(日)	632.9	639.9	625.2	659.6
	人数(人)	39	37	35	30
	福祉用具貸与	給付費(千円)	178,187	182,635	194,701
	人数(人)	1,181	1,221	1,291	1,371
	特定福祉用具購入費	給付費(千円)	11,332	12,147	12,962
	人数(人)	28	30	32	36
	住宅改修費	給付費(千円)	32,366	36,491	42,948
	人数(人)	30	34	40	58
	特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	276,502	282,305	290,290
	人数(人)	121	126	131	181
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0	42,486
	人数(人)	0	0	0	30
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	117,523	117,131	122,542	180,814
	回数(回)	877.7	890.0	925.7	1,352.0
	人数(人)	78	80	83	116
	小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	257,371	257,486	257,486
	人数(人)	108	108	108	136
	認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	723,248	723,572	723,572
	人数(人)	235	235	235	243
	地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	63,634	63,662	63,662
	人数(人)	29	29	29	51
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	87
	看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	74,832	149,730	149,730
	人数(人)	26	52	52	52
	地域密着型通所介護	給付費(千円)	259,639	261,722	263,688
	回数(回)	2,815.0	2,837.7	2,860.4	3,637.0
	人数(人)	250	252	254	304
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	給付費(千円)	1,350,590	1,434,598	1,521,258	1,662,306
	人数(人)	438	465	492	537
介護老人保健施設	給付費(千円)	1,015,795	1,026,247	1,045,330	1,164,996
	人数(人)	320	325	330	368
介護医療院 (平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
介護療養型医療施設	給付費(千円)	4,116	4,118	4,118	
	人数(人)	1	1	1	
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	336,808	354,520	373,046	384,319
	人数(人)	1,926	2,021	2,129	2,192
合計	給付費(千円)	6,981,540	7,265,771	7,533,413	9,104,692
総給付費		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
合計		7,266,227	7,572,561	7,867,229	9,501,271

### 3. 介護保険料の設定

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
<b>■標準給付費の見込額</b>				
総給付費(円)(一定以上所得者負担の調整後) ①=②-③+④	7,260,747,991	7,654,790,885	8,047,031,881	22,962,570,757
総給付費(円)②	7,266,227,000	7,572,561,000	7,867,229,000	22,706,017,000
一定以上の所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額(円)③	5,479,009	8,640,847	9,010,615	23,130,471
消費税率等の見直しを勘案した影響額(円)④	0	90,870,732	188,813,496	279,684,228
特定入所者介護サービス費等給付額(円)⑤	243,108,000	254,161,000	265,716,000	762,985,000
高額介護サービス費等給付額(円)⑥	152,015,000	158,932,000	166,163,000	477,110,000
高額医療合算介護サービス費等給付額(円)⑦	23,727,000	24,806,000	25,936,000	74,469,000
算定対象審査支払手数料(円)⑧	4,725,000	4,935,000	5,145,000	14,805,000
審査支払手数料支払件数(件)	135,000	141,000	147,000	423,000
標準給付費見込額(円)(A)(①+⑤+⑥+⑦+⑧)	7,684,322,991	8,097,624,885	8,509,991,881	24,292,939,757
<b>■地域支援事業費の見込額</b>				
地域支援事業費(円)(B)=(C)+(D)	468,407,000	485,773,000	499,591,000	1,453,771,000
(内訳)介護予防・日常生活支援総合事業(円)(C)	315,394,000	331,733,000	344,426,000	991,553,000
(内訳)包括的支援事業・任意事業費(円)(D)	153,013,000	154,040,000	155,165,000	462,218,000
保険給付費見込額に対する割合	6.10%	6.00%	5.87%	
<b>■調整交付金の見込額</b>				
標準給付費見込額(円)(A)	7,684,322,991	8,097,624,885	8,509,991,881	24,292,939,757
地域支援事業費(円)(B)	468,407,000	485,773,000	499,591,000	1,453,771,000
第1号被保険者負担分相当額(円)(E)=(A)+(B)×23%	1,875,127,898	1,974,181,513	2,072,204,063	5,921,513,474
調整交付金相当額(円)(F)=(A)+(C)×5%	399,985,850	421,467,894	442,720,894	1,264,174,638
調整交付金見込交付割合(G)	2.65%	2.83%	2.80%	
調整交付金見込額(円)(H)=(A)+(C)×(G)	211,993,000	238,551,000	247,924,000	698,468,000
<b>■第1号被保険者の見込人数</b>				
第1号被保険者数(人)	28,376	28,641	28,863	85,880
内訳 前期(65～74歳)(人)	14,499	14,276	14,323	43,098
後期(75歳～84歳)(人)	9,863	10,181	10,165	30,209
後期(85歳～)(人)	4,014	4,184	4,375	12,573
所得段階別加入割合補正後被保険者数(人)(I)	30,182	30,463	30,701	91,346
<b>■第1号被保険者の保険料見込額</b>				
準備基金取崩額(円)(J)				500,000,000
財政安定化基金取崩額(円)(K)				0
保険料収納必要額(円)(L)=(E)+(F)-(H)-(J)-(K)				5,987,220,112
予定保険料収納率(M)				99.7%
月額保険料算出(円) 保険料必要額(L)÷予定保険料収納率(M)÷所得段階別加入割合補正後被保険者数(I)÷12か月				5,478
基本保険料【月額】(円)〔10円未満切り上げ〕				5,480
基本保険料【年額】(円)〔月額×12か月〕				65,760

## 4. 所得段階別の保険料

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、前年の所得に応じて段階的に算定されます。

第7期（平成30～32年度）の介護保険料は、所得段階の11段階から12段階への変更、保険料率及び基準所得額の一部見直しを行い、引き続き負担能力に応じた設定を行っています。この上で、介護給付費の伸び率及び介護報酬のプラス改定などを加味して算出された基準月額額は5,940円でしたが、第1号被保険者の方の保険料負担を軽減するために、介護給付費が不足した時に備えて積み立てている介護給付費準備基金を5億円取り崩すことにより460円引き下げ、5,480円としています。（平成29年度末残高見込額：約5億円）

第7期介護保険 基準保険料 65,760円/年（5,480円/月）

### ■第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料（平成30年度～32年度の介護保険料）

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者の方、 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方、 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.40	26,310円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.69	45,380円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75	49,320円
第4段階	世帯の誰かが市町村民税課税で、かつ、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.83	54,590円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かが市町村民税課税で、かつ、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	65,760円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.15	75,630円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.35	88,780円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.65	108,510円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.80	118,370円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	2.00	131,520円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方	2.10	138,100円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.30	151,250円

## 5. 介護保険の財源

### (1) 介護保険サービス事業

介護保険制度は、社会全体で介護を必要とする方を支えるしくみです。介護保険のサービスを利用した場合は、介護費用の10%又は20%（平成30年8月から一定以上所得者は30%）を利用者が負担して、残りを介護給付費で負担します。

介護給付費の内訳は、被保険者の保険料で50%を負担し、残りの50%を公費で負担します。国庫負担金と都道府県負担金については、居宅給付費<sup>(注1)</sup>と施設給付費<sup>(注2)</sup>とで負担割合が異なります。その内訳は次のとおりです。

#### 〔基本的な介護保険財源の内訳〕

〔居〕：居宅給付費に対する負担割合

〔施〕：施設給付費に対する負担割合

#### ア 公費

- ① 国庫負担金 〔居〕20%、〔施〕15%
- ② 調整交付金 5%（注3）
- ③ 都道府県負担金 〔居〕12.5%、〔施〕17.5%
- ④ 市町村負担金 12.5%

#### イ 保険料

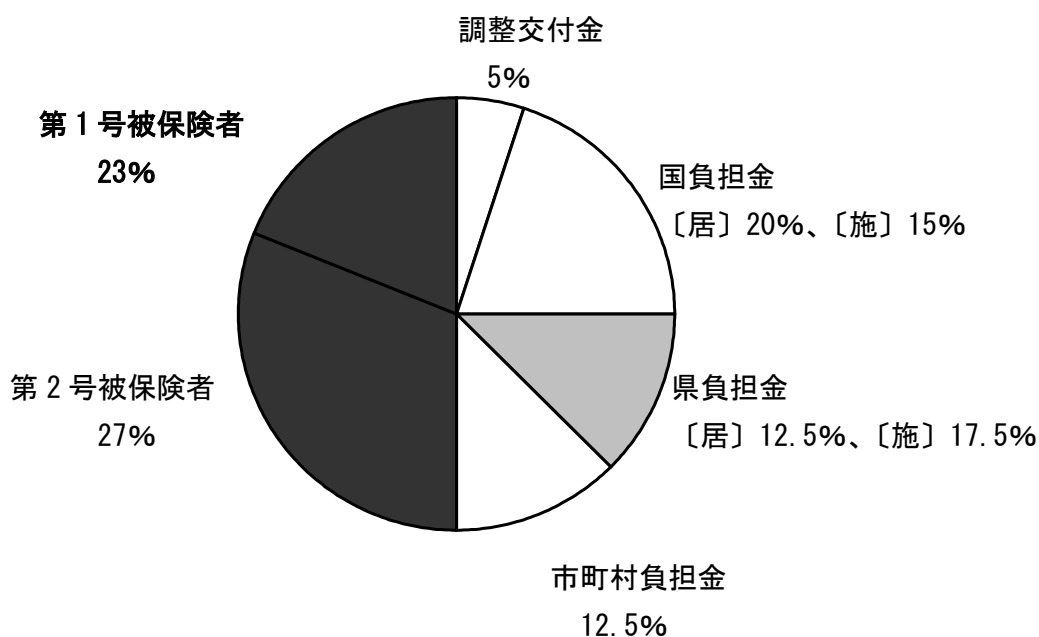
- ① 第1号被保険者保険料 23%
- ② 第2号被保険者保険料 27%

（注1）施設給付費以外の給付費。

（注2）都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る施設への給付費。

（注3）第1号被保険者の保険料率は市町村などにより異なります。これは、市町村などにより要介護となる可能性の高い後期高齢者の加入割合と第1号被保険者の所得段階別の構成割合が異なるため、市町村などの責に帰すべきでない事項といえます。そのため、これら市町村間の格差を平準化するため、5%を普通調整交付金とし、市町村などは第1号保険料率を23%で定めることとなります。

第7期介護保険運営期間における財源内訳

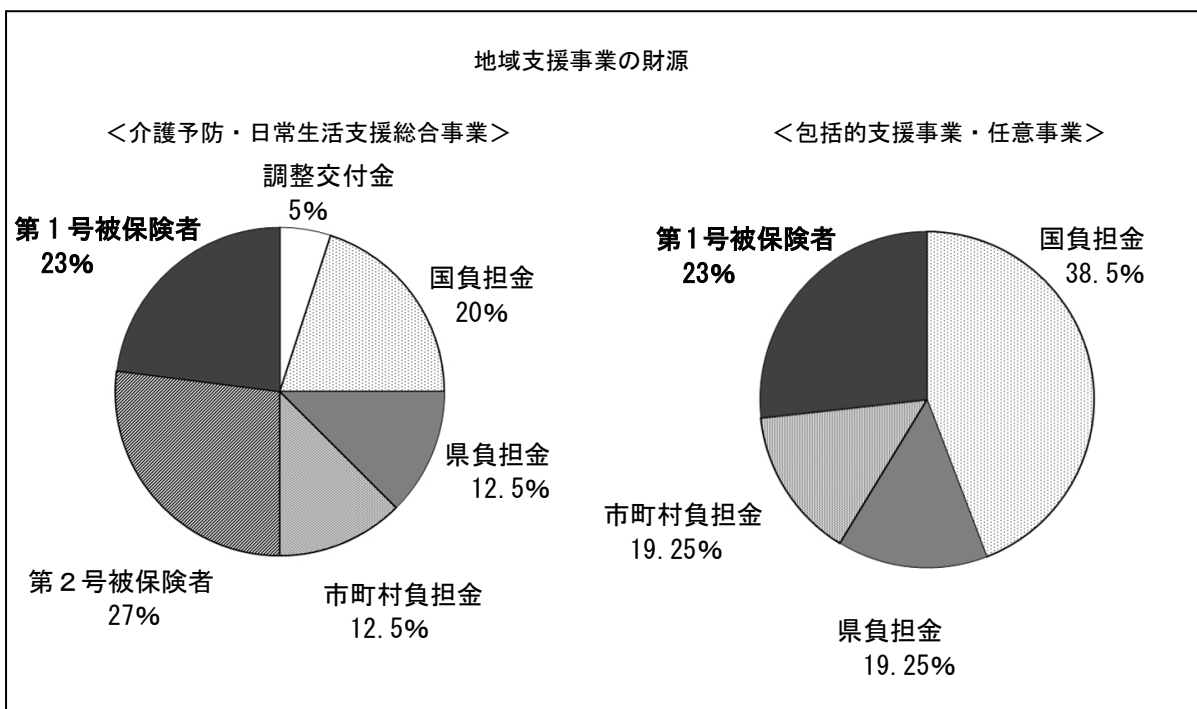


## (2) 地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、被保険者の保険料で50%を負担し、残りの50%を公費で負担します。

包括的支援事業・任意事業は、第1号被保険者の保険料で23%を負担し、残りの77%を公費で負担します。

介護予防・日常生活支援総合事業は、利用するサービスによって、利用料が必要になる場合があります。



## (3) 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の介護保険料は、それぞれの市町村で保険料額が異なります。この理由は、各市町村の実情に応じた介護給付費と第1号被保険者数の見込みから介護保険料を決定しているためで、高齢者数、認定者数、介護サービス事業所数や利用できる環境など、さまざまな要因が影響します。

## 6. 平成37年度の保険料水準について

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年の保険料水準については、予想される第1号被保険者数や給付額などから、月額基準額8,000円程度と見込まれます。